

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備 設置事業との調和に関する条例

《事前協議及び許可申請等の手引》

令和 7 年 4 月

渋 川 市

市民環境部 環境森林課



【渋川市環境像】

豊かな自然と多様な風土を

みんなで守り育て未来へ継承するまち・しぶかわ

【 目 次 】

1 「 茨川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」 等について（概要・用語の説明）	1
2 太陽光発電設備の設置に許可が必要となる保全地区又は事業区域の面 積	2
3 許可申請手数料	3
4 太陽光発電設備の設置に関する手続き	3
（1） 事前協議の手続き	4
（2） 近隣住民等説明会の手続き	7
（3） 事前協議における変更手続き	8
（4） 許可申請の手続き	8
5 太陽光発電設備の設置に関する許可基準	12
6 許可を受けた後の手続き	16
（1） 工事着手するとき	16
（2） 計画を変更するとき	16
（3） 完了の手続き	16
（4） 完了後の変更の手続き	16
7 太陽光発電設備設置に関する許可の取消し	17
8 是正勧告・措置命令	17
9 土地所有者等に対する措置	17
10 違反事実の公表	17

< 参考資料 >

1 茨川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	19
2 茨川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施 行規則	32
3 近隣住民等説明会に係る運用基準	68

1 「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」等について（概要・用語の説明）

本市の雄大で美しい自然環境、魅力ある景観と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図ることにより、市民の生活環境の保全に寄与するため、「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、令和2年1月1日から施行しました。

この条例では、自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として指定し、当該地区内における太陽光発電設備の設置に関する全ての事業、又は保全地区外で事業区域の面積が500平方メートルを超える太陽光発電設備の設置に関する全ての事業を許可の対象としています。

また、条例のほかに「渋川市太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」を定め、条例による許可が不要とされる場合でも、適正な事業の円滑な実施をお願いしています。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業及び工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する環境施設として行う事業については、対象外としています。

＜用語の説明＞

太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（※送電に係る電柱等は除きます。）
保全地区	自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が必要と認められる区域
事業者	太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者
事業区域	事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者
工事施行者	事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者
近隣住民等	近隣住民及び該当自治会に居住する者
近隣住民	事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者
該当自治会	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会

2 太陽光発電設備の設置に許可が必要となる保全地区又は事業区域

の面積

「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」で指定する保全地区内で行う設置事業又は保全地区外で行う事業区域の面積が500平方メートルを超える設置事業は、市の許可を受けてください※。

保 全 地 区
1 都市計画法に規定する地区計画区域
2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
3 その他市長が指定する区域
※ 3の区域は、渋川市太陽光発電設備設置審議会の意見を聴いたうえで指定します。

【区域の例示・各区域等に関する問合せ先】

設置事業区域が各区域内に含まれるかを具体的に確認する場合は、表内の資料閲覧又は問合せ先（各関係機関）にてご確認ください。

1 都市計画法に規定する地区計画区域	
地区計画で定める区域 （渋川市建設交通部都市政策課）	都市計画法（昭和43年法律第100号、第12条の4第1項） 四ツ角周辺地区、渋川駅西側地区、八木原駅周辺地区 渋川市ホームページ・しぶかわ情報マップ https://www2.wagmap.jp/shibukawa/Portal
2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
・土砂災害警戒区域 （イエローゾーン） ・土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン） （群馬県県土整備部砂防課）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、第7条第1項・第9条第1項） 群馬県ホームページ・マッピングぐんま http://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/Portal
3 その他市長が指定する区域	
（1） 河川、森林等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる区域 （2） 郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、周辺の生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、自然環境を保全することが特に必要と認められる区域 （3） 地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち、その景観を保全することが特に必要と認められる区域	渋川市赤城町南赤城山、渋川市北橘町赤城山 国指定重要有形民俗文化財、国指定史跡、国登録有形文化財、県指定重要文化財、県指定重要有形民俗文化財、県指定史跡、市指定重要文化財及び市指定史跡のうち建造物並びに国指定天然記念物、県指定天然記念物及び市指定天然記念物に係る敷地又は区域の境界から100メートル以内の区域 伊香保地区の石段街周辺、子持地区の白井宿周辺

(4) 土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる区域 (5) 住居の環境を保護すべき地区のうち、住宅密集地等静穏を保持することが特に必要と認められる区域	駅前土地区画整理事業区域、東部土地区画整理事業区域
---	---------------------------

3 許可申請手数料

保全地区内での太陽光発電設備設置の許可申請又は保全地区外で事業区域の面積が500平方メートルを超える太陽光発電設備設置の許可申請を行う際、1件につき以下の手数料が必要となります。

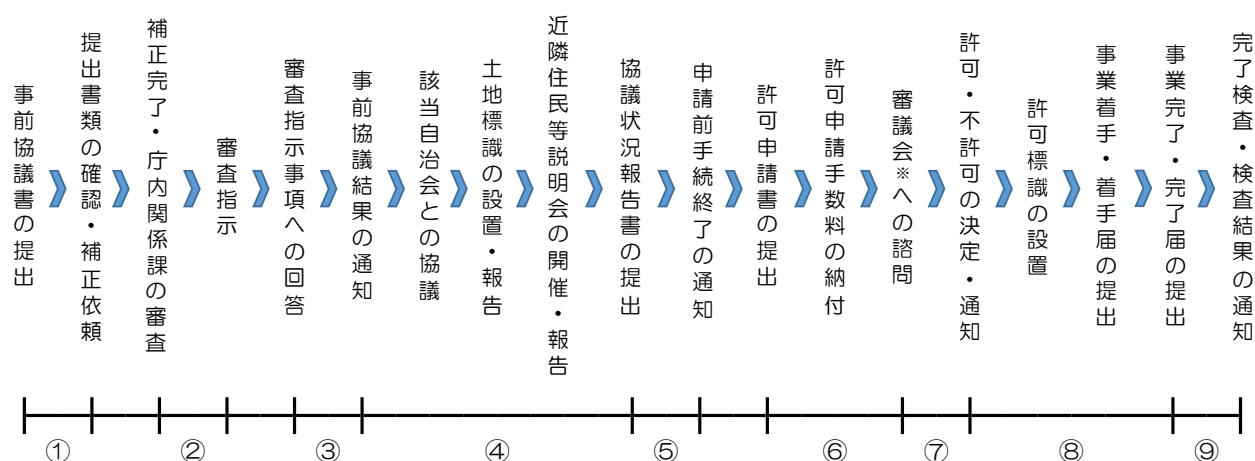
手数料は、申請受理後に市が発行する納入通知書にてお支払いいただきます※。

区 分	手 数 料
条例第13条第1項の許可の申請	30,000円
条例第15条第1項の変更の許可の申請	20,000円

※ 不許可となった場合でも、納付した手数料は還付しません。

4 太陽光発電設備の設置に関する手続き

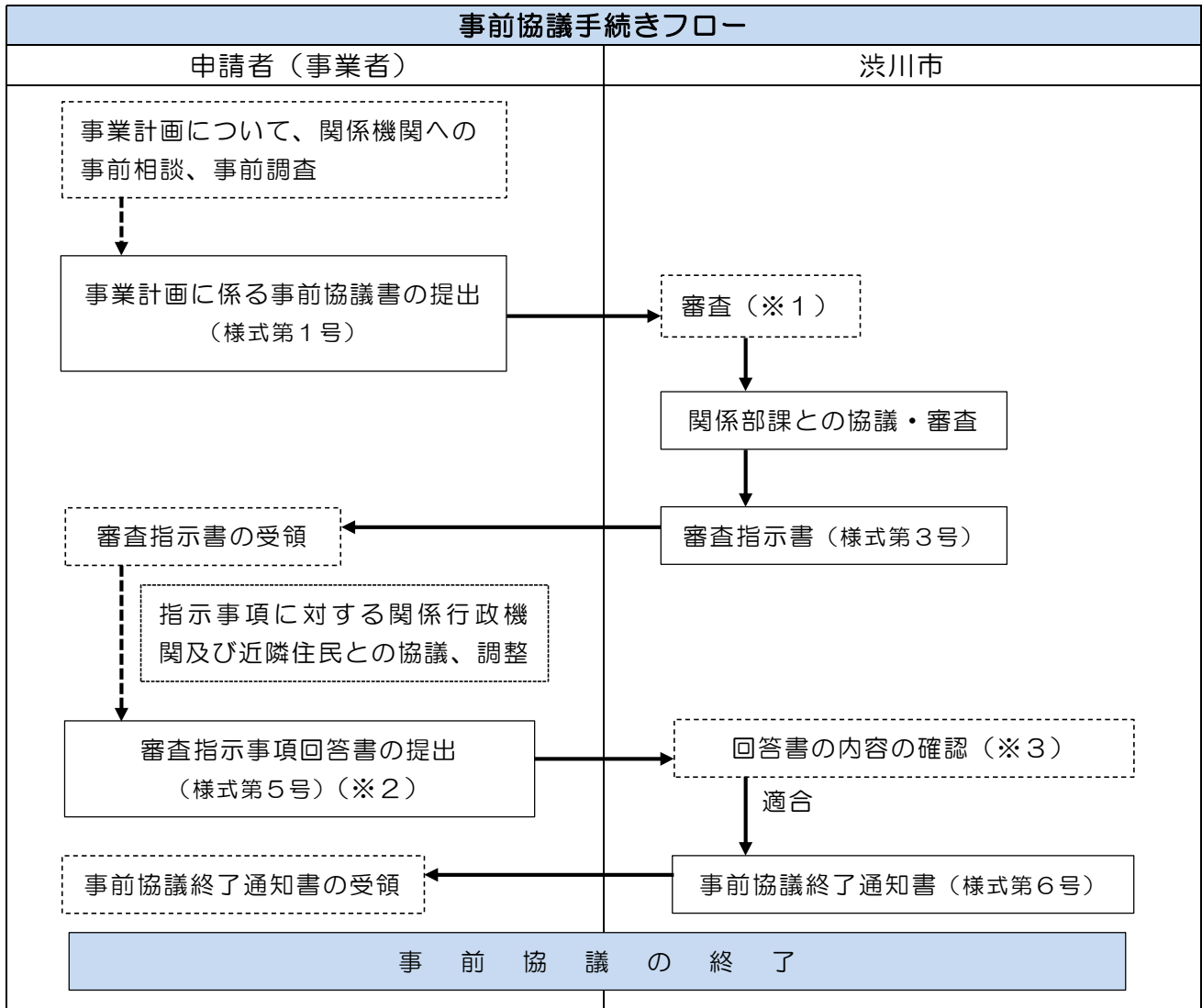
《標準的な手続きフロー》



- ①約2週間 ②約2週間 ③約1週間
 ④標識設置から3日以内に報告、14日以内に近隣住民等説明会を開催。説明会の日から7日以内に開催報告、協議終了から7日以内に協議報告
 ⑤約1週間（近隣住民等との調整に不十分な点がある場合は、それ以上の期間となります）
 ⑥審議会開催日前の指定する期日までに許可申請書を提出、納入通知書に記載の納期限までに手数料を納付（提出期限等はHPでお知らせします）
 ⑦約1週間 ⑧許可標識の設置（**発電期間中**）、搬入車両及び工事車両等の表示、工事着手前に着手届の提出、事業完了から10日以内に完了届の提出 ⑨約1週間
 ※ 太陽光発電設備設置審議会は、3か月に1回のペースで開催する予定です。

(1) 事前協議の手続き

事業計画に係る事前協議書（様式第1号）に必要書類を添付し、計2部（正本：1部、副本：1部）を提出してください。



※1 現地調査を実施する場合、事業者の立会いを求めることがあります。

※2 （1） 関係行政機関、地域住民との調整の結果、審査指示事項の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」（様式第4号）を市に提出してください。

（2） 「審査指示事項回答書」（様式第5号）には、市からの審査指示事項に適合していることが確認できる書類を添付してください。

※3 回答内容が不十分な場合には、再度の指示又は事前協議の取下げを指示することがあります。

※計画の変更 事前協議終了後に事前協議の内容を変更するときは、「事業計画変更届」（様式第7号）に変更内容が確認できる書類を添付し、市へ提出してください。

＜事業計画に係る事前協議書に添付する書類＞	
1	事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図
2	太陽光発電設備を設置する場所を明示した地形図
3	太陽光発電設備の構造図
4	土地利用計画平面図
5	排水設備の構造を示す図面 ※行う場合のみ
6	造成計画平面図及び断面図 ※行う場合のみ
7	擁壁の背面図及び断面図 ※行う場合のみ
8	立地環境に関する概要書（様式第2号）
9	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図	◇事業区域を明示（朱枠） ◇方位、事業区域の境界から50メートル以内の区域の土地及び建物並びに所有者を明示（50メートルのラインを表示） ◇道路（赤）、水路（青）色塗り ◇地目、地積、所有者（申請地）	1/2500以上	転写日・転写者・押印
2 太陽光発電設備を設置する場所を明示した地形図	◇方位、太陽光発電設備の設置位置及び区域 ◇道路や目標となる土地及び施設（公共施設、河川等）	1/2500以上	都市計画図の白図等
3 太陽光発電設備の構造図	◇太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ◇変電設備の形状、高さ、寸法 ◇太陽光発電設備及び架台等の色彩 ◇事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩	1/50以上	太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付
4 土地利用計画平面図	◇土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ◇事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 ◇太陽光発電設備の位置、形状、寸法 ◇変電設備の位置、形状、寸法 ◇事業区域周辺の保全地区 ※ある場合 ◇緩衝帯の位置、形状、寸法 ◇事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ◇事業区域に接する道路の幅員及び形状 ◇送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ◇その他災害を防止するための施設の位置	1/500以上	5を実施しない場合は雨水処理方法等について算定式等検討資料を添付 5～7を実施しない場合は、その旨を明記
5 排水計画平面図 断面図	◇施設の種類、位置、材料、寸法（規模）、勾配、流下方向 ◇吐口の位置 ◇放流先の位置及び名称 ◇施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配	1/500以上 1/50以上	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等

	◇排水の流下方向		を明示
6 造成を行う 場合の平面図	◇事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ◇盛土、切土の施工範囲及び杭の設置位置 ◇盛土、切土の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置 ◇擁壁の位置 ◇排水施設の位置、流下方向 ◇その他災害を防止するための施設の位置	1/500 以上	断面図と照 合できるよ う記号等を 付す
断面図（縦横 断面図）	◇施工前後の地盤面 ◇盛土、切土の範囲、高さ及び勾配 ◇擁壁の形状及び高さ ◇排水施設の位置 ◇その他災害を防止するための施設の位置	1/500 以上	
7 擁壁を設置 する場合の背 面図及び断面 図	◇擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋の位置及び間隔 ◇水抜穴の位置、材料及び内径 ◇透水層の位置及び寸法 ◇基礎地盤の土質		
8 立地環境に 関する概要書 （様式第2号）	以下の事項を記載漏れのないよう記入してください。 ◇事業区域の概要 ・所在、面積、区域区分 ◇事業区域の土地利用規制等の状況 ・自然環境の保全に関する規制区域 ・景観の保全に関する規制区域 ※「景観資源から事業区域を撮影した写真」及び 「景観資源から事業区域までの距離を示した図 面」を添付 ・災害防止に関する規制区域 ◇事業区域周辺の状況 ・事業区域と周辺集落との関係 ・事業区域からの排水先に関する概要 ・事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況		
9 前各号に掲 げるもののほ か市長が必要 と認める書類	◇事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可 の取得の状況 ・経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計 画認定通知の写し ◇その他市長が必要と認める書類 ・電気事業者との接続契約の写し ・反射光シミュレーション図（四季ごとの太陽光の 入射角及び反射角を示した書類） ・事業区域及び周辺状況の分かるカラーの現況写真 （3方向程度）		

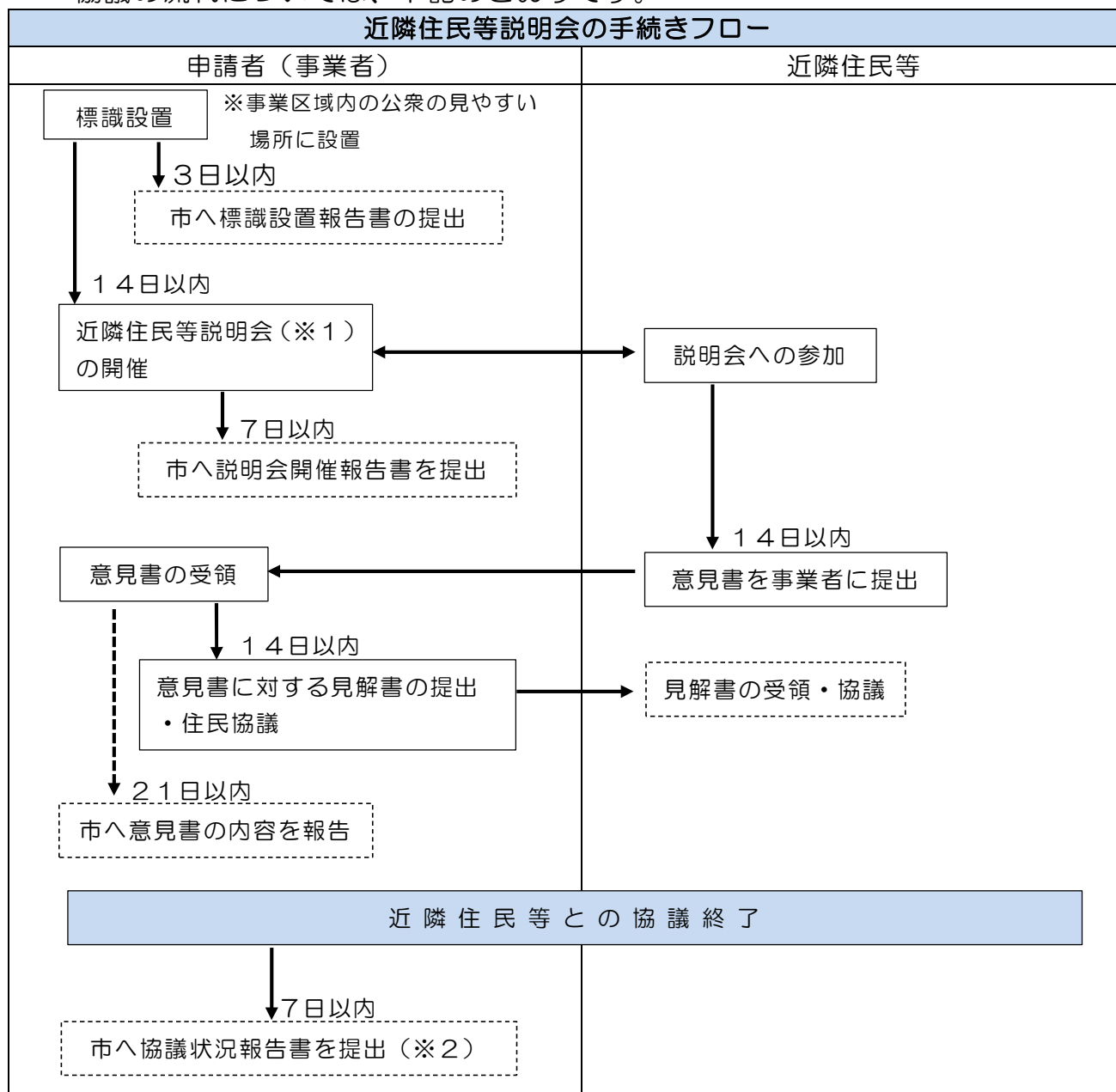
※（１） 上記図面すべてにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記してください。

また、記号を用いる場合は、凡例を付してください。

（２） 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認してく
ださい。

（３） 添付書類は、作成日又は発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。

(2) 近隣住民等（近隣住民及び当該自治会に居住する者）説明会の手続き
近隣住民及び当該自治会に居住する者に対する説明会の開催及び住民との協議の流れについては、下記のとおりです。



※1 近隣住民等説明会の開催は、別に定めている「近隣住民等説明会の運用基準について」を参照してください。

※2 協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

＜近隣住民等との協議に伴い市へ提出する報告書等の添付書類＞		
報告書等の種類	添付書類	備考
説明会開催報告書（様式第11号）	1 説明会で配布した資料 2 その他市長が必要と認める書類 ◇近隣住民等説明会出席者名簿 ◇近隣住民等説明会議事録 ◇近隣住民等説明会通知文（個別通知及び回覧文書）	提出部数 1部

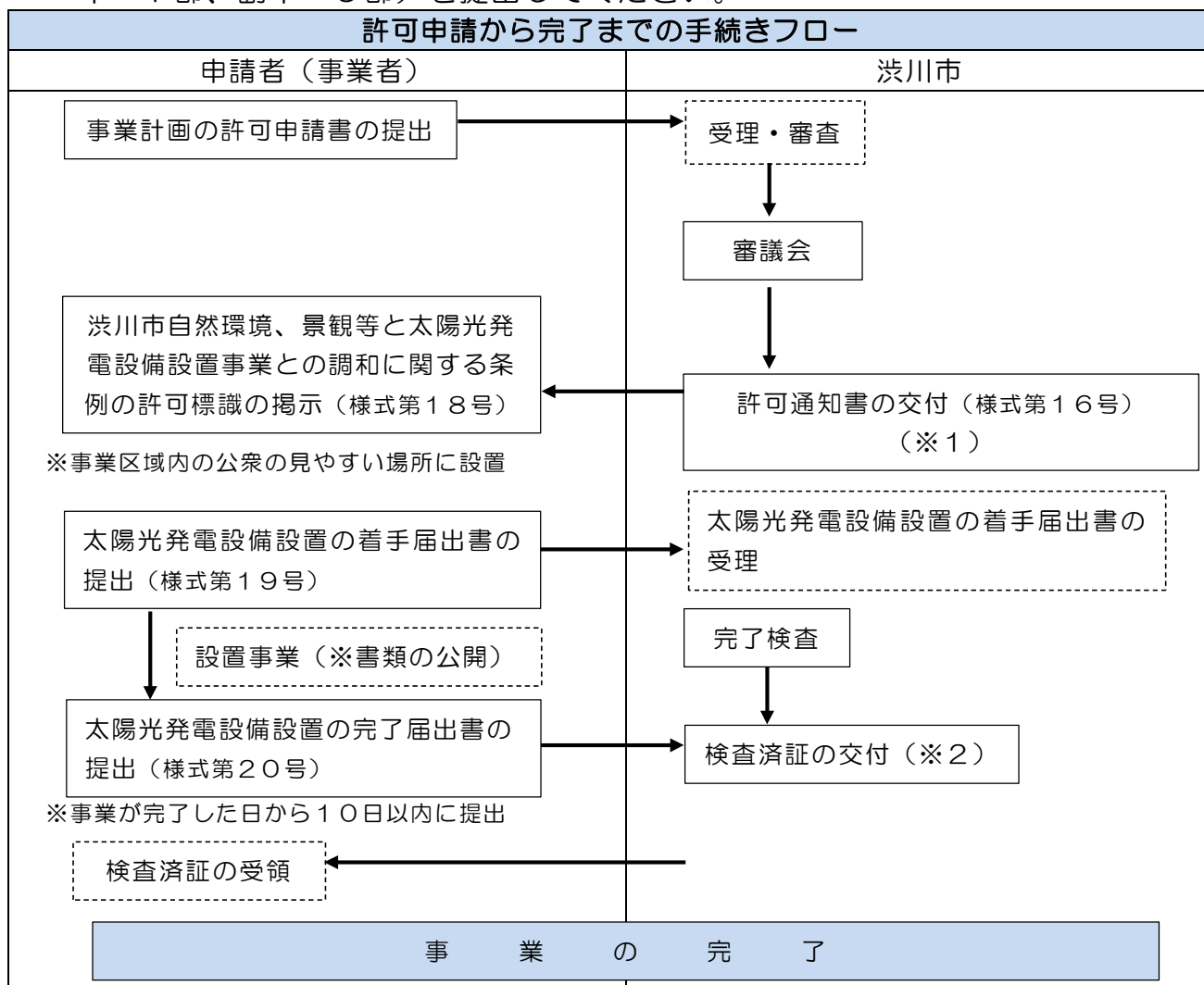
協議状況報告書 (様式第12号)	1 意見書の写し 2 見解書の写し	提出部数 1部
---------------------	----------------------	---------

(3) 事前協議における変更手続き

届出書等の種類	添付書類	備考
事業計画変更届 (様式第7号)	変更内容が確認できる図書等	提出部数 1部
標識設置変更報告書 (様式第10号)	1 標識を設置した場所が明示された図面 2 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	標識設置日から 3日以内 提出部数 1部
事前協議取下書 (様式第4号)	様式に記載しきれない場合は、取下理由書(様式 任意)	提出部数 1部

(4) 許可申請の手続き

事業計画の許可申請書(様式第13号)に必要な書類を添付し、計10部(正本:1部、副本:9部)を提出してください。



※1 不許可の場合は、許可しない旨の通知書(様式第17号)を交付します。

※2 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、検査済証を交付できない旨の通知書(様式第22号)を交付します。

※書類の閲覧 事業者は、許可を受けた発電設備設置事業を行っている期間中、近隣住民、利害関係者等からの求めに応じ、市長に提出した書類の写しを閲覧させてください。

＜事業計画の許可申請書に添付する書類＞	
1	事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書）
2	事業者及び工事施行者が条例第14条第2項第3号に該当しないこと誓約する書類
3	事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
4	土地等権利者同意書等 ※自己所有ではない場合
5	事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図
6	太陽光発電設備を設置する場所を明示した地形図
7	太陽光発電設備の構造図
8	土地利用計画平面図
9	排水設備の構造を示す図面 ※行う場合のみ
10	造成計画平面図及び断面図 ※行う場合のみ
11	擁壁の背面図及び断面図 ※行う場合のみ
12	維持管理に係る計画書（様式第14号）
13	事業者及び工事施行者が事業計画の案を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
14	発電設備の廃棄費用の積立計画に関する書類
15	その他市長が必要と認める書類

添付する図面に明示すべき事項			
図面等の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 事業者及び工事施行者の住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）	【事業者】 ◇個人の場合は、その住民票の写し ◇法人の場合は、その法人の登記事項証明書 【工事施行者】 ◇個人の場合は、その住民票の写し ◇法人の場合は、その法人の登記事項証明書		発行後3か月以内のもの
2 事業者及び工事施行者が条例第14条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類	【事業者】 ◇浜川市暴力団排除条例（平成24年浜川市条例第30号）第2条第2号に定義する暴力団員でないことを誓約する書類 ※市ホームページ掲載様式 【工事施行者】 ◇浜川市暴力団排除条例（平成24年浜川市条例第30号）第2条第2号に定義する暴力団員でないことを誓約する書類 ※市ホームページ掲載様式		作成後3か月以内のもの
3 事業区域の登記事項証明書及び公図	◇事業区域の土地に関する登記事項証明書（1部は原本） ◇事業区域の土地に関する公図の写し（1部は原本）		発行後3か月以内のもの
4 土地等権利者同意書	《土地の賃貸借を伴う場合（賃貸借契約）》 ◇土地等権利者同意書又は賃貸借契約書の写し 《土地の売買を伴う場合（売買契約）》		印紙税法に基づき、適切に印紙を

	◇売買契約書の写し 《自己所有の土地で事業を行う場合》 ◇所有権があることを証明する書類 ※事業区域に係る土地の権原を有する者が複数人存在する場合は、当該権利を有する者の同意書を添付してください。		貼付したことがわかるもの
5 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した概況図	◇事業区域を明示（朱枠） ◇方位、事業区域の境界から50メートル以内の区域の土地及び建物並びに所有者を明示（50メートルのラインを表示） ◇道路（赤）、水路（青）色塗り ◇地目、地積、所有者（申請地）	1/2500以上	転写日・転写者・押印
6 太陽光発電設備を設置する場所を明示した地形図	◇方位、太陽光発電設備の設置位置及び区域 ◇道路や目標となる土地及び施設（公共施設、河川等）	1/2500以上	都市計画図の白図等
7 太陽光発電設備の構造図	◇太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ◇変電設備の形状、高さ、寸法 ◇太陽光発電設備及び架台等の色彩 ◇事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩	1/50以上	太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付
8 土地利用計画平面図	◇土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ◇事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 ◇太陽光発電設備の位置、形状、寸法 ◇変電設備の位置、形状、寸法 ◇事業区域周辺の保全地区 ※ある場合 ◇緩衝帯の位置、形状、寸法 ◇事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ◇事業区域に接する道路の幅員及び形状 ◇送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ◇その他災害を防止するための施設の位置	1/500以上	9を実施しない場合は雨水処理方法等について算定式等検討資料を添付 9～11を実施しない場合はその旨を明記
9 排水設備を設置する場合の平面図 断面図	◇施設の種類、位置、材料、寸法（規模）、勾配、流下方向 ◇吐口の位置 ◇放流先の位置及び名称 ◇排水区域界 ◇施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配 ◇排水の流下方向	1/500以上 1/50以上	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明記
10 造成を行う場合の平面図	◇事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ◇盛土、切土の施工範囲及び杭の設置位置 ◇盛土、切土の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置 ◇擁壁の位置 ◇排水施設の位置、流下方向	1/500以上	断面図と照合できるよう記号等を付す

断面図 (縦横断面図)	◇その他災害を防止するための施設の位置 ◇施工前後の地盤面 ◇盛土、切土の範囲、高さ及び勾配 ◇擁壁の形状及び高さ ◇排水施設の位置 ◇その他災害を防止するための施設の位置	1/500 以上	
11 擁壁を設置する場合の背面図及び断面図	◇擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋の位置及び間隔 ◇水抜穴の位置、材料及び内径 ◇透水層の位置及び寸法 ◇基礎地盤の土質		
12 維持管理に係る計画書 (様式第14号)	以下の事項を記載漏れのないよう記入してください。 ◇事業区域(所在、面積) ◇期間(工事予定期間、発電予定期間) ◇発電概要(想定発電出力、年間想定発電量) ◇太陽光電池モジュール(製品番号等、設置枚数、設置面積、高さ、色彩) ◇附属設備(製品番号等、設置箇所数、定格出力、発生騒音量) ◇工事施行者(住所、氏名、電話番号) ◇電気事業者(住所、氏名、電話番号) ◇事業区域の管理者(住所、氏名、電話番号、管理内容等) ◇点検予定事業者等(住所、氏名、電話番号、点検の頻度) ◇管理者点検概要(発電設備、附属品等、その他) ※点検概要が書ききれない場合は、点検の内容を記載した書類を添付してください。 ※発電出力が高圧の場合は、保安規程を添付してください。 ◇緊急時の連絡先(住所、氏名、電話番号)		想定発電出力は、計画認定における「発電設備の出力」の値
13 事業者及び工事施行者が事業計画の案を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類	【事業者】 ◇設置工事に係る資金計画書(工事等に係る収入及び支出の全体像を示すもの) ◇工事費見積書又は工事設計書 ◇融資証明書又は残高証明書(原本。還付不可) 【工事施行者】 ◇太陽光発電設備設置事業に関する実施経歴書 ◇残高証明書又は決算書等 ◇事業者と工事施行者の契約書の写し又は見積書		様式任意 支出において、第三者に損害を与えた場合の対策(保険加入費等)を明記
14 発電設備の廃棄費用の積立計画に関する書類	◇再生可能エネルギー電子申請におけるマイページの「廃棄等費用」		
15 前各号に掲げるものの	① 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許可の取得の状況		

ほか、市長が必要と認める書類	◇経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画認定通知の写し ② その他市長が必要と認める書類 ◇電気事業者との接続契約の写し ◇反射光シミュレーション図（四季ごとの太陽光の入射角及び反射角を示した書類）		
----------------	--	--	--

- ※（１） 上記図面すべてにおいて、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記してください。
 また、記号を用いる場合は、凡例を付してください。
- （２） 図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認してください。
- （３） 添付書類は、作成日又は発行日から起算して３か月以内のものとしてください。

５ 太陽光発電設備の設置に関する許可基準

（１）	条例第１４条第１項第１号の規則で定める許可基準																		
	事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること																		
① 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号。次号において「鳥獣保護法」という。）第２８条第１項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。 ② 事業区域に鳥獣保護法第２９条第１項の特別保護区を含まないこと。 ③ 事業区域の周辺地域に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。																			
（２）	条例第１４条第１項第２号の規則で定める許可基準																		
	周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること																		
① 太陽光発電設備の高さは１０メートル以下であり、モジュールの色は黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たない色であること。 ② 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられていること。 《別表》																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区域の面積</th><th>緩衝帯の幅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>０．３ヘクタール未満</td><td>１メートル</td></tr> <tr> <td>０．３ヘクタール以上０．５ヘクタール未満</td><td>２メートル</td></tr> <tr> <td>０．５ヘクタール以上１ヘクタール未満</td><td>３メートル</td></tr> <tr> <td>１ヘクタール以上１．５ヘクタール未満</td><td>４メートル</td></tr> <tr> <td>１．５ヘクタール以上５ヘクタール未満</td><td>５メートル</td></tr> <tr> <td>５ヘクタール以上１５ヘクタール未満</td><td>１０メートル</td></tr> <tr> <td>１５ヘクタール以上２５ヘクタール未満</td><td>１５メートル</td></tr> <tr> <td>２５ヘクタール以上</td><td>２０メートル</td></tr> </tbody> </table>		事業区域の面積	緩衝帯の幅	０．３ヘクタール未満	１メートル	０．３ヘクタール以上０．５ヘクタール未満	２メートル	０．５ヘクタール以上１ヘクタール未満	３メートル	１ヘクタール以上１．５ヘクタール未満	４メートル	１．５ヘクタール以上５ヘクタール未満	５メートル	５ヘクタール以上１５ヘクタール未満	１０メートル	１５ヘクタール以上２５ヘクタール未満	１５メートル	２５ヘクタール以上	２０メートル
事業区域の面積	緩衝帯の幅																		
０．３ヘクタール未満	１メートル																		
０．３ヘクタール以上０．５ヘクタール未満	２メートル																		
０．５ヘクタール以上１ヘクタール未満	３メートル																		
１ヘクタール以上１．５ヘクタール未満	４メートル																		
１．５ヘクタール以上５ヘクタール未満	５メートル																		
５ヘクタール以上１５ヘクタール未満	１０メートル																		
１５ヘクタール以上２５ヘクタール未満	１５メートル																		
２５ヘクタール以上	２０メートル																		
③ 民家等に隣接して太陽光発電設備を設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により当該民家等から直接見えないよう配慮がされていること。特に景観への配慮が必要となる地域に太陽光発電設備を設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により通行者、車両や民家等から直接見えないよう配慮がされていること。 ④ 事業区域が、国指定史跡、国登録有形文化財、県指定重要文化財、県指定史跡、市指定重要文化財及び市指定史跡の敷地又は区域の境界から１００メートル以上離れている																			

こと。	
(3)	条例第14条第1項第3号の規則で定める許可基準
	周辺地域において土砂崩れ、溢水等が発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること
① 事業区域に砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。 ② 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域を含まないこと。 ③ 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域（※1）を含まないこと。 ④ 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（※2）を含まないこと。 ⑤ 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林の存する土地（※3）を含まないこと。 ⑥ 事業区域に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（※4）及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域（※5）を含まないこと。 ※1・※2の区域の問合せ先：群馬県 渋川土木事務所（電話：0279-22-4055） ※3の区域の問合せ先：群馬県 渋川森林事務所（電話：0279-22-2763） ※4の区域の問合せ先：県管理河川 渋川土木事務所（電話：0279-22-4055） 市管理河川 渋川市建設交通部土木管理課（電話：0279-22-2117） ※5の区域の問合せ先：群馬県 渋川土木事務所（電話：0279-22-4055）	
(4)	条例第14条第1項第4号の規則で定める許可基準
	事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法（昭和36年法律191号）、都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること
① 造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号）の基準に適合したものであること。 ② 地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版及び地上設置型太陽光発電システムの構造設計例に基づくものとするなど、安全性を確保したものであること。	
(5)	条例第14条第1項第5号の規則で定める許可基準
	排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること
① 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。 ※ 計画雨水量の算定は、原則として流出係数0.9（屋根）を使用するものとする。 ② 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号（※1）までに掲げる基準を満たすものであること。 ③ 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項（※2）に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。 ④ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。	

※１＜下水道法施行令第８条＞

第２号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第３号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

第８号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りではない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の１２０倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第９号 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

第１０号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが１５ｃｍ以上のどろだめを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

※２＜宅地造成等規制法施行令第６条＞

法第９条第１項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは次のとおりとする。

第１号 切土又は盛土（第３条第４号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第１上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（１） その土質に応じ勾配が別表第１中欄の角度以下のもの

（２） その土質に応じ勾配が別表第１中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離５メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

第２号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしてすること。

２ 前項第１号イ（１）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（２）の規定の適用については、同号イ（１）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

＜別表第１（第６条関係）＞

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	６０度	８０度
風化の著しい岩	４０度	５０度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	３５度	４５度

(6)	条例第１４条第１項第６号の規則で定める許可基準
	地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること

① 地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じるおそれがある場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

② 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。

③ 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。	
④ 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。	
(7)	条例第14条第1項第7号の規則で定める許可基準
	周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること
① 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど太陽光発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。	
② 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。	
※ 「道路の幅員」とは、車道、歩道、側溝、植樹帯等によって構成される道路の区域のうち、道路一端の路肩、側溝等であって車輛等の通行の可能な部分から他端の同部分までをいうものとします。	
(8)	条例第14条第1項第8号の規則で定める許可基準
	太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること
① 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。	
② 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（※1）に適合していること。	
③ 事業完了後に、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。	
④ 太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さに関わらず日本産業規格C8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行い、強風及び大雪による被害を未然に防ぐ措置が講じられていること。	
⑤ 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。	
※1 変電設備に設置されている送風機の定格出力が7.5kW以上の場合は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当します。	
(9)	条例第14条第1項第9号の規則で定める許可基準
	設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること
① 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況	
② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約又は同条第2項の規定による電気事業者との一時調達契約の締結の状況	
(10)	条例第14条第1項第10号の規則で定める許可基準
	市の総合計画、環境基本計画その他将来計画に適合したものであること

※ 許可基準（2）、（3）及び（8）については、当該基準を満たさない場合であっても、十分な措置が取られているものと認められる場合は、審議会の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

6 許可を受けた後の手続き

(1) 工事着手するとき

届出書等の種類	添付書類	備 考
太陽光発電設備設置の着手届出書 (様式第19号)	1 許可通知書の写し 2 標識を設置した場所が明示された図面 3 標識の設置状況及び標識に記載された内容が分かる写真 ※標識は発電期間中掲示していただくことになりますので、経年劣化しにくい素材を使用してください。 ※標識をフェンス等に設置する場合は、添付書類2・3に代えて「工事着手時に標識を設置できない旨の理由書(様式任意)」を添付し、添付書類2・3は完了届出時に提出してください。	提出部数 1部

(2) 計画を変更するとき

許可を受けた事業について変更をしようとするときは、必ず、下記のとおり手続きを行ってください。※必ず変更する前に行ってください。

① 条例第13条第2項に定める事項の変更

届出書等の種類	添付書類	備 考
事業計画の変更許可申請書 (様式第15号)	変更内容が確認できる図書等 (変更前後が比較できるもの)	提出部数10部 (正本1部、副本9部)

② 条例第13条第2項に係る事項以外の変更

届出書等の種類	添付書類	備 考
許可事業の軽微な変更の申出書 (市ホームページ掲載様式)	変更内容が確認できる図書等 (変更前後が比較できるもの)	提出部数 1部

(3) 完了の手続き

事業を完了又は廃止したときは、下記の関係書類を添えて届出てください。

届出書等の種類	添付書類	備 考
太陽光発電設備設置の完了(廃止)届出書 (様式第20号)	1 工事写真(各工程写真) 2 工事完了(廃止)状況が確認できる写真 3 事業区域の位置を示す図面 4 土地利用計画平面図	提出部数 1部

(4) 完了後の変更手続き

工事完了後、許可事業を別事業者に譲渡又は転売した場合は、下記の関係書類を添えて届出てください。

届出書等の種類	添付書類	備 考
地位継承届出書 (市ホームページ掲載様式)	譲渡(転売)したことが確認できる図書等	提出部数 1部

7 太陽光発電設備設置に関する許可の取消し

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により許可又は変更許可を取得したとき。
- (2) 許可取得後、1年以上事業に着手しなかったとき。
- (3) 許可を受けた事業に着手後、1年以上事業に係る工事を中断したとき。
- (4) 許可要件を満たさない事業を行ったとき。
- (5) 許可を受けた条件に違反したとき。
- (6) 許可を受けた事業の内容に変更が生じた場合に、変更の許可を受けなかったとき。
- (7) 市からの是正措置命令に違反したとき。

8 是正勧告・措置命令

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、市から是正措置の勧告又は命令を行うことがあります。

- (1) 検査の結果、許可内容に適合していない箇所が認められるとき。
- (2) 許可又は変更許可の事業計画どおりに事業を行っていないとき。
- (3) 許可又は変更許可の規定に違反したとき。(無許可で計画を変更)

9 土地所有者等に対する措置

- (1) 市長は、保全地区内の事業又は事業区域の面積が500平方メートルを超える事業(この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。以下同じ。)が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができます。
- (2) 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができます。

10 違反事実の公表

次の(1)から(5)までの事項に該当する場合は、事業者住所氏名及びその違反事実を公表します。

- (1) 8(1)から(3)までの措置命令に従わないとき。
- (2) 条例に基づく届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。
- (3) 事業計画変更に係る変更許可申請を行わなかったとき。
- (4) 条例に基づく許可を取り消されたとき。
- (5) 条例に基づく許可を受けずに事業を行ったとき。

< 参考資料 >

- 1 渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
- 2 渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則
- 3 近隣住民等説明会に係る運用基準

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 保全地区（第8条―第10条）

第3章 保全地区内等における事業の許可（第11条―第20条）

第4章 渋川市太陽光発電設備設置審議会（第21条―第26条）

第5章 雑則（第27条―第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 渋川市の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であつて、同条第3項第1号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。

（2） 事業者 太陽光発電設備を設置する事業（木竹の伐採、盛土、切土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）を計画し、これを実施する者をいう。

(3) 事業区域 事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。

(4) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(5) 工事施行者 事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

(6) 近隣住民 事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者をいう。

(7) 該当自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会をいう。

（市の責務）

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう十分配慮し、並びに近隣住民及び該当自治会との良好な関係を保たなければならない。

第2章 保全地区

（保全地区の指定）

第8条 市長は、自然環境、景観等と太陽光発電設備の設置との調和が必要

な区域を保全地区として指定するものとする。

(保全地区)

第9条 前条に規定する保全地区は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項の規定により定めた同項第1号の地区計画のうち、良好な住宅地及び良好な住環境として市街地形成を目指す区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(3) 前2号に掲げるもののほか、次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する区域

ア 河川、森林等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる区域

イ 郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、周辺の生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、自然環境を保全することが特に必要と認められる区域

ウ 地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち、その景観を保全することが特に必要と認められる区域

エ 土砂崩れ、^{いつ}洪水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる区域

オ 住居の環境を保護すべき地区のうち、住宅密集地等静穏を保持することが特に必要と認められる区域

2 市長は、前項第3号に規定する地区の指定を行う場合においては、第21条に規定する渋川市太陽光発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前条に規定する保全地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指

定は、当該告示によってその効力を生ずるものとする。

（保全地区の変更及び解除）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、速やかに、保全地区の指定を変更し、又は解除するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第3章 保全地区内等における事業の許可

（届出）

第11条 事業者は、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可を申請しようとするときは、規則で定めるところにより、事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（事前協議等）

第12条 事業者は、前条の規定により届け出た事業計画について、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による市長との協議が終了した後、近隣住民及び該当自治会の区域に居住する者（以下「近隣住民等」という。）に対し事業計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事業計画に係る土地に標識を設置するとともに、当該標識を設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対して当該事業計画についての説明会を開催しなければならない。

3 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該事業者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

5 事業者は、第2項の規定により標識を設置し、又は近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき、及び前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（事業計画の許可）

第13条 事業者は、保全地区内において事業を行おうとするとき、又は事業区域の面積が500平方メートルを超える事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する事業
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号の規定に基づく環境施設として太陽光発電施設を設置する事業

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）
- (2) 事業区域の所在及び面積
- (3) 工事施行者の氏名及び住所
- (4) 事業の完了時における土地の形状
- (5) 太陽光発電設備を設置する位置
- (6) 事業の期間及び工程
- (7) 自然環境の保全のための方策
- (8) 景観の保全のための方策
- (9) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (10) 太陽光の反射等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (11) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するための措置
- (12) 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画
- (13) 事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理の計画
- (14) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る事業区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (3) 周辺地域において土砂崩れ、^{いつ}洪水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
- (9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
- (10) 市の総合計画、環境基本計画その他将来計画に適合したものであること。

2 市長は、前条第1項の規定による許可の申請をした者又は当該許可の申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。

(2) 第27条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないとき。

(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員がその事業活動を支配するとき。

3 市長は、前条第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ前2項に掲げる事項について、第21条に規定する渋川市太陽光発電設備設置審議会の議を経なければならない。

4 市長は、前条第1項の規定による許可において、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付することができる。

（変更の許可）

第15条 第13条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（標識の掲示）

第16条 許可事業者は、当該許可に係る太陽光発電設備による発電を行っている間、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

（太陽光発電設備の搬入車両への表示）

第17条 許可事業者は、当該許可を受けた事業区域に太陽光発電設備を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光発電設備の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 許可事業者は、事業を他の者に請け負わせて当該許可を受けた事業区域

に太陽光発電設備を搬入しようとする場合は、当該太陽光発電設備の搬入を請け負わせる者に対し、搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示させなければならない。

（着手の届出）

第18条 許可事業者は、当該許可に係る事業に着手するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（完了の届出等）

第19条 許可事業者は、当該許可に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該事業を廃止した場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容（次項において「許可内容」という。）に適合していることを検査し、その結果を許可事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の検査の結果、許可内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

（関係書類の閲覧）

第20条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業を行っている間、この章の規定により市長に提出した書類の写しを、近隣住民その他事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第4章 渋川市太陽光発電設備設置審議会

（設置）

第21条 太陽光発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、渋川市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 審議会は、市長の諮問に応じて、太陽光発電設備の設置に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、太陽光発電設備の設置

に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第24条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(許可の取消し)

第27条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により、第13条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。

(2) 第13条第1項の規定による許可を受けた日（第15条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可を受けた日）から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。

(3) 第13条第1項の規定による許可（第15条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可）を受け、事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。

(4) 第14条第1項に規定する要件を満たさない事業を行ったとき。

(5) 第14条第4項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

(6) 第15条第1項に規定する変更の許可を受けないで事業を行ったとき。

(7) 次条第1項の規定による命令に違反したとき。

（措置命令）

第28条 市長は、許可事業者が当該許可（第15条第1項の変更の許可を受けた者にあっては、その許可）を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、第13条第1項又は第15条第1項の規定に違反した事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

（土地所有者等に対する措置）

第29条 市長は、保全地区内の事業又は事業区域の面積が500平方メートルを超える事業（この条例の規定により許可を受けて行う事業又はこの条例の施行前に行われた事業若しくはこの条例の施行の際、既に着手している事業であって、その事業がこの条例の施行後に行われたとしたならばこの条例の規定により許可を受けて行うこととなるものに限る。以下同じ。）が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。

（違反事実の公表）

第30条 市長は、第19条第3項若しくは第28条の規定により命令したとき、又は第27条の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- （1） 当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所
- （2） 当該命令又は許可の取消しの内容

- 2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- （1） 当該事業者の氏名及び住所
 - （2） 当該事業者が行った不正行為の内容
- （報告の徴収）

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保全地区内の事業又は事業区域の面積が500平方メートルを超える事業に係る事業者、工事施行者、土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査等）

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、保全地区内の事業又は事業区域の面積が500平方メートルを超える事業に係る事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第 3 3 条 第 1 3 条第 1 項の許可又は第 1 5 条第 1 項の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第 1 3 条第 1 項の許可の申請 1 件につき 3 万円

(2) 第 1 5 条第 1 項の変更の許可の申請 1 件につき 2 万円

2 納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第 3 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和元年 9 月 1 1 日条例第 2 0 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に次に掲げる事由に該当する者については、この条例を適用しない。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者

(2) 太陽光発電設備の設置に係る工事を開始していない者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 1 0 条の 2 に規定する許可を受け、又は受ける見込みがある者

イ 農地法(昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号)第 4 条第 1 項本文又は第 5 条第 1 項本文に規定する許可を受けている者

(渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 1 8 年渋川市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

別表 3 日額報酬環境審議会委員の項の次に次のように加える。

太陽光発電設備設置審議会委員	6, 1 0 0
----------------	----------

附 則 (令和 5 年 3 月 1 0 日条例第 1 0 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項第 4 号の改正規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（令和元年渋川市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(保全地区の指定の告示)

第3条 条例第9条第3項（条例第10条第2項で準用する場合を含む。）の規定による告示は、渋川市公告式条例（平成18年渋川市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(事業計画の届出等)

第4条 事業者は、条例第11条の規定による届出を行うときは、事業計画に係る事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- (2) 太陽光発電設備を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図
- (3) 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (4) 土地利用計画平面図
- (5) 排水計画平面図
- (6) 造成を行う場合は、その計画平面図及び断面図
- (7) 擁壁の設置を行う場合は、その背面図及び断面図
- (8) 立地環境に関する概要書（様式第2号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

- 3 市長が事業者に対し、必要な助言及び指導を行う場合は、審査指示書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画を当該審査指示書により通知された内容に適合させるために関係行政機関、近隣住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。
- 5 審査指示書の通知を受けた事業者は、その内容を十分検討し、事業計画が当該審査指示書により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 6 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画が当該審査指示書により通知された内容に適合するに至ったときは、審査指示事項回答書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、第1項の規定により提出された事前協議書及び添付書類が条例の基準に適合していると認めるとき、又は審査指示事項回答書の提出があった場合において、その内容が審査指示書により通知した内容に適合すると認めるときは、事前協議終了通知書（様式第6号）により、事業者に通知するものとする。
- 8 事業者は、提出した事業計画に係る事前協議書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届（様式第7号）に変更しようとする内容が確認できる書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

（条例第12条第2項の標識）

第5条 条例第12条第2項の標識（以下この条において「標識」という。

）は、太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ（様式第8号）とする。

- 2 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。
- 3 事業者は、標識を設置したときは、標識設置報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、当該標識を設置した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。

（1） 標識を設置した場所が明示された図面

（2） 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等

4 事業者は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更報告書（様式第10号）に前項に掲げる書類を添付し、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。

（説明会の開催）

第6条 事業者は、条例第12条第2項の規定による説明会（以下この条及び次条において「説明会」という。）を開催したときは、説明会開催報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

（1） 説明会で配布した資料

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（意見の申出）

第7条 条例第12条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣住民等は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類（以下この条及び次条において「意見書」という。）を提出するものとする。

2 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の概要を記載した書面に当該提出があった意見書の写しを添付し、市長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協議）

第8条 事業者は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類（次項及び第3項において「見解書」という。）を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、見解書を提出し協議を行うときは、近隣住民等に対しその内容を説明し、当該近隣住民等の理解が十分に得られるよう行うものとする。

3 事業者は、第1項の協議を行ったときは、意見書及び見解書の写しを添付した協議状況報告書（様式第12号）により、当該協議が終了した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

(事業計画の許可申請)

第9条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、事業計画の許可申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(事業計画に定める事項)

第10条 条例第13条第2項第14号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約又は同条第2項の規定による電気事業者との一時調達契約の締結の状況

(事業計画の許可申請に係る添付資料)

第11条 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類及び事前協議終了通知書の写しとする。

- (1) 事業者及び工事施行者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書)
- (2) 委任状(代理人が届出する場合に限る。)
- (3) 事業者及び工事施行者が条例第14条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類
- (4) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 土地等権利者同意書(借地の場合に限る。)
- (6) 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- (7) 太陽光発電設備を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図
- (8) 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (9) 土地利用計画平面図
- (10) 排水設備の構造を示す図面
- (11) 造成を行う場合は、その計画平面図及び断面図
- (12) 擁壁の設置を行う場合は、その背面図及び断面図

(13) 維持管理に係る計画書（様式第14号）

(14) 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類

(15) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく発電設備の廃棄費用（撤去及び処分費用）の積立計画に関する書類

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（許可の基準）

第12条 条例第14条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。次号において「鳥獣保護法」という。）第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。

(2) 事業区域に鳥獣保護法第29条第1項の特別保護区を含まないこと。

(3) 事業区域の周辺地域に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

ただし、当該基準を満たさない場合であっても、周辺地域の景観を阻害しないための十分な措置が取られていると認められる場合は、渋川市太陽光発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

(1) 太陽光発電設備の高さは10メートル以下であり、太陽電池モジュールの色は黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たない色であること。

(2) 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられていること。

(3) 民家等に隣接して太陽光発電設備を設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により当該民家等から直接見えないよう配慮がされていること。

ること。特に景観への配慮が必要となる地域に太陽光発電設備を設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により通行者、車両や民家等から直接見えないよう配慮がされていること。

(4) 事業区域が、国指定史跡、国登録有形文化財、県指定重要文化財、県指定史跡、市指定重要文化財及び市指定史跡の敷地又は区域の境界から100メートル以上離れていること。

3 条例第14条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
ただし、当該基準を満たさない場合であっても、土砂崩れ、^{いっ}洪水等を防止するための十分な措置が取られているものと認められる場合は、審議会の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

(1) 事業区域に砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。

(2) 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域を含まないこと。

(3) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域を含まないこと。

(4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。

(5) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林の存する土地を含まないこと。

(6) 事業区域に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域を含まないこと。

4 条例第14条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号）の基準に適合したものであること。

(2) 地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版及び地上設置型太陽光発電システムの構造設計例に基づくものとするなど、安全性を確保したものであること。

- 5 条例第14条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
 - (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
 - (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
 - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。
- 6 条例第14条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じるおそれがある場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
 - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
 - (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。
 - (4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。
- 7 条例第14条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど太陽光発電設備の搬入の用に供する車両（第17条において「搬入車両」という。）の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。
- 8 条例第14条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

ただし、当該基準を満たさない場合であっても、近隣住民等の生活環境を保全すべき十分な措置が取られているものと認められる場合は、審議会の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。
- (3) 事業完了後に、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さに関わらず日本産業規格 C 8 9 5 5 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行い、強風及び大雪による被害を未然に防ぐ措置が講じられていること。
- (5) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(審議会の議)

第 1 3 条 市長は、条例第 1 4 条第 3 項の規定により審議会の議を経ようとするときは、付議書により付議するものとする。

2 付議書には、条例第 1 3 条第 1 項の規定による許可の申請（以下「許可申請」という。）に対する市長の意見を付するものとする。

3 審議会は、付議された許可申請の内容が自然環境、景観及び近隣住民等の生活環境の保全上支障があるか否かを審査するものとする。

4 審議会は、付議された許可申請について議決をしたときは、その内容を記載した答申書を市長に提出するものとする。

5 市長は、答申書の提出があったときは、その内容を十分に参酌した上で、事業計画の許可又は不許可を決定するものとする。

(変更許可の申請)

第 1 4 条 条例第 1 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、事業計画の変更許可申請書（様式第 1 5 号）に変更内容が確認できる書類を添付して市

長に提出しなければならない。

（許可通知書及び許可しない旨の通知書）

第 15 条 市長は、許可申請又は条例第 15 条第 1 項の規定による変更の許可に係る申請があった場合において、許可をするときにあつては許可通知書（様式第 16 号）により、許可をしないときにあつては許可しない旨の通知書（様式第 17 号）により申請者に対し通知するものとする。

（条例第 16 条の規則で定める標識）

第 16 条 条例第 16 条の規則で定める標識は、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識（様式第 18 号）とする。

（搬入車両への表示）

第 17 条 条例第 17 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める事項は、許可事業者の氏名（許可事業者が法人その他の団体である場合にあっては、名称。次項において同じ。）とする。

2 条例第 17 条第 1 項の規定による表示は、許可に係る搬入車両である旨にあっては日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 1 4 0 ポイント以上の大きさの文字を、許可事業者の氏名にあっては日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 9 0 ポイント以上の大きさの文字を用い、かつ、認識しやすい色の文字で搬入車両の両側面に鮮明に表示することとする。

（着手の届出）

第 18 条 条例第 18 条の規定による届出は、太陽光発電設備設置の着手届出書（様式第 19 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 許可通知書の写し

（2） 標識を設置した場所が明示された図面

（3） 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

（完了等の届出）

第 19 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電設備設置の完了（廃止）届出書（様式第 20 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事における各工程の写真
- (2) 工事完了状況が確認できる写真
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 土地利用計画平面図

2 条例第19条第2項の規定による通知は、許可の内容に適合していると認める場合にあっては検査済証（様式第21号）により、適合していないと認める場合にあっては検査済証を交付できない旨の通知書（様式第22号）により行うものとする。

（関係書類の閲覧）

第20条 事業者は、条例第20条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（条例第24条第1項の学識経験を有する者）

第21条 条例第24条第1項の学識経験を有する者は、法律、経済、環境、景観、農林業、土木及び行政に関し豊富な経験及び優れた知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とする。

（身分証明書）

第22条 条例第32条第2項の身分を証明する書類は、身分証明書（様式第23号）とする。

（書類の提出部数）

第23条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、正本にあっては1部、副本にあっては市長が必要とする部数とする。

（その他）

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年10月1日規則第16号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第3条、第13条及び第21条の規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条第5項第3号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

別表（第 12 条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.3ヘクタール未満	1メートル
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2メートル
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3メートル
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画に係る事前協議書

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 11 条の規定
により、次の事業について関係書類を添えて届け出ます。

事業名		
想定発電出力		k W h
年間想定発電量		k W h
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²

様式第2号（第4条関係）

立地環境に関する概要書

1 事業区域の概要

所在	渋川市
面積	m ²
保全地区の区域	

2 事業区域の土地利用規制等の状況

(1) 自然環境の保全に関する規制区域

鳥獣保護区 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項) ※ 鳥獣保護区等位置図で確認
特別保護地区 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項) ※ 鳥獣保護区等位置図で確認

(2) 景観の保全に関する規制地域

景観資源との関係 近接する景観資源の名称 [] 近接する景観資源からの距離 [] m ※ 景観資源から撮影した写真に事業区域を朱枠で囲んだ図面を提出

(3) 災害防止に関する規制地域（事業に一部でも含まれる場合は該当）

砂防指定地（砂防法第2条）
洪水浸水想定区域（水防法第14条第1項）
地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項、同法第9条第1項）
保安林の土地の区域（森林法第25条第1項）
河川区域又は河川保全区域（河川法第6条第1項、同法第54条第1項）

(1) 事業区域と周辺集落との関係

(2) 事業区域からの排水先に関する概要

(3) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	
前面道路幅員	m
進入経路（国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。）	

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

渋川市長 

審査指示書

年 月 日付けで提出された事業計画に係る事前協議書について、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、次のとおり通知します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
審査指示事項		1 計画の変更 2 留意事項
備考		

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

事前協議取下書

年 月 日付けで提出した事業計画に係る事前協議書による協議は、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第 4 条第 5 項の規定により、次のとおり取り下げます。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
取下げの理由		

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

審査指示事項回答書

審査指示書（ 年 月 日 第 号）により指示のあったことについて、
渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第 4 条第
6 項の規定により、次のとおり回答します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
回答内容		

第 号
年 月 日

様

渋川市長 印

事前協議終了通知書

年 月 日付けで届出がありました太陽光発電設備の設置に係る事業計画については、審査の結果、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の基準に適合していると認められたので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第 4 条第 7 項の規定により、次のとおり事前協議が終了したことを通知します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²

備考 この事前協議終了通知書の有効期間は、通知した日の翌日から起算して 1 年が経過する日までとします。

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画変更届

年 月 日付けで提出した事業計画に係る事前協議書について、次のとおり変更するので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第 4 条第 8 項の規定により届け出ます。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
変更事項		
変更理由		

様式第 8 号（第 5 条関係）

太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ		
事業者	住所	
	氏名又は名称	
	電話番号	
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
発電施設の種別		
想定発電出力		kw
年間想定発電量		kwh
工事予定期間		年 月 日～ 年 月 日
工事施行者	住所	
	氏名又は名称	
	電話番号	
代理人	住所	
	氏名又は名称	
	電話番号	
標識設置年月日		年 月 日

90 センチメートル以上

90 センチメートル以上

* 電話番号欄には緊急時に連絡がとれる番号を記入すること。

90 センチメートル以上

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

標識設置報告書

次のとおり標識を設置したので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第12条第5項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
想定発電出力		kw
年間想定発電量		kwh
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事施行者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	
標識設置年月日		年 月 日

備考 工事施行者又は代理人が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

(添付書類)

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

標識設置変更報告書

次のとおり標識の内容を変更したので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第5条第4項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
変更事項		
変更内容		

（添付書類）

- 1 変更後の標識を設置した場所が明示された図面
- 2 変更後の標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

説明会開催報告書

次のとおり近隣住民等に対する説明会を開催したので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 12 条第 5 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
開催日時		年 月 日 時から 時まで
開催場所		
出席者の状況		近隣住民等 名 説明者 名

（添付書類）

- 1 説明会で配布した資料
- 2 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

協議状況報告書

太陽光発電設備の設置に関する事業計画について近隣住民等と協議したので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 12 条第 5 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
協議日時		年 月 日 時から 時まで
協議場所		
協議内容	意見の概要	
	回答の概要	

注 この様式内に記入しきれない場合は、別紙に記入し添付してください。

(添付書類)

- 1 意見書の写し
- 2 見解書の写し

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画の許可申請書

次のとおり太陽光発電設備の設置を行いたいので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 13 条第 1 項の規定により申請します。

事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
	区域の別	
発電概要	想定発電出力	k W
	年間想定発電量	k W h
太陽光発電設備	設置規模（枚数・基数）	枚・基
	設置面積	m ²
工事施行者	住所	
	氏名	
	電話番号	
工事予定期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況		
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 16 条第 1 項の規定による電気事業者との特定契約又は同条第 2 項の規定による電気事業者との一時調達契約の締結の状況		

備考 工事施行者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

※手数料欄	※受付番号	年 月 日	第 号
	※許可番号	年 月 日	第 号

※欄は記入しないでください。

年 月 日

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

維持管理に係る計画書

事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
期間	工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	発電予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
発電概要	想定発電出力	k W
	年間想定発電量	k W h
太陽電池モジュール	製品番号等	
	設置枚数	枚
	設置面積	m ²
	高さ	m
	色彩	
附属設備（パワーコンディショナー）	製品番号等	
	設置箇所数	か所
	容量	k W h
	定格出力	k W
	発生騒音量 （公称値）	d b
工事施行者	住所	
	氏名	
	電話番号	

電気事業者	住所	
	氏名	
	電話番号	
事業区域の管理者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	管理内容等	
点検予定業者等	住所	
	氏名	
	電話番号	
	点検の頻度	
管理者点検概要 （点検頻度、補修・更新時期等が異なる場合は、それぞれ明記すること。）	点検項目等	発電設備について
		附属品等について
		その他必要な点検項目
緊急時の連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

備考 工事施行者、電気事業者、事業区域の管理者、点検予定業者等又は緊急時の連絡先が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

様式第 15 号（第 14 条関係）

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

事業計画の変更許可申請書

次のとおり太陽光発電設備設置の内容を変更したいので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 15 条第 1 項の規定により申請します。

事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
変更事項		
変更内容		

※手数料欄	受付番号	年 月 日 第 号
	許可番号	年 月 日 第 号

※欄は記入しないでください。

様式第 16 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

渋川市長



許可通知書

年 月 日付けで申請のあった太陽光発電設備設置の許可申請について、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在 渋川市
- 3 事業区域の面積 m^2
- 4 許可の条件

第 号
年 月 日

様

渋川市長



許可しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった太陽光発電設備設置の許可申請について、下記のとおりに許可しないことを通知します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在 渋川市
- 3 事業区域の面積 m^2
- 4 不許可とする理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号 (第16条関係)

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識			
許可を受けた者	住所		
	氏名又は名称（代表者氏名）		
	電話番号		
許可の概要	許可番号		
	第 号		
	許可年月日		
	年 月 日		
	事業区域	所在	渋川市
		面積	m ²
	発電施設の種別		
想定発電出力			
年間想定発電量			
k W			
k W h			
工事期間			
工事施行者	住所		
	氏名又は名称（代表者氏名）		
	電話番号		
許可をした機関	名称	渋川市	
	連絡先	0 2 7 9 - 2 2 - 2 1 1 1	

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

太陽光発電設備設置の着手届出書

次のとおり太陽光発電設備設置に着手するので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 18 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号		第 号
許可年月日		年 月 日
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
着手する年月日		年 月 日

（添付書類）

- 1 許可通知書の写し
- 2 標識を設置した場所が明示された図面
- 3 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

年 月 日

渋川市長 様

事業者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号

太陽光発電設備設置の完了（廃止）届出書

次のとおり太陽光発電設備設置を完了（廃止）したので、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第19条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号		第 号
許可年月日		年 月 日
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
完了（廃止）をした年月日		年 月 日

備考 完了届出書については、次の書類を添付すること。

- 1 工事における各工程の写真
- 2 工事完了状況が確認できる写真
- 3 事業区域の位置を示す図面
- 4 土地利用計画平面図

様式第 2 1 号（第 1 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

渋川市長 印

検査済証

年 月 日付けの太陽光発電設備設置の完了届出書により完了の届出のあった事業については、検査の結果、許可の内容に適合しているため、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 1 9 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号		第 号
許可年月日		年 月 日
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
検査日		年 月 日

様式第22号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

渋川市長 

検査済証を交付できない旨の通知書

年 月 日付けの太陽光発電設備設置の完了届出書により届出のあった事業については、検査の結果、許可の内容に適合していないため、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号		第 号
許可年月日		年 月 日
事業名		
事業区域	所在	渋川市
	面積	m ²
検査日		年 月 日
不適合の理由		

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表面)

身分証明書 No.	
所 属 職 名 氏 名 生年月日	
この者は、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 3 2 条の規定に基づく立入検査等を行う者であることを証明する。	
有効期限	年 月 日まで
年 月 日	渋川市長 印

(裏面)

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 (抜粋) (立入検査等) 第 3 2 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、保全地区内の事業又は事業区域の面積が 5 0 0 平方メートルを超える事業に係る事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

近隣住民等説明会に係る運用基準について

「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（以下「条例」という。）」第12条第2項に基づく近隣住民等説明会（以下「住民説明会（条例）」という。）の運用基準は以下のとおりです。

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく近隣住民説明会…「住民説明会（再エネ法）」

項 目	内 容
1 開催要件	原則として、事業者が開催すること。なお、近隣住民等説明会を開催する要件として、出席者割合は定めない。
2 開催日時 開催場所	該当自治会長と協議の上、近隣住民等が参集しやすい日時及び場所（事業区域近くの公民館又は自治会館等）とすること。
3 開催頻度	必ず1回以上開催（※1）すること。近隣住民等から要望がある場合は、回数等の調整を行うこと。
4 周知方法（※2）及び周知期間	対象者は（1）、（2）両方となります。 （1） 近隣住民（事業区域の境界から50メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者をいう（条例第3条第6号）。） ア 周知方法 公図や土地建物登記簿謄本等を元に作成した概況図に基づき、住民説明会の日時や場所等について個別に通知すること。 イ 周知期間 住民説明会開催日の14日前までに個別通知が近隣住民に到達するよう送付すること。 （2） 該当自治会に居住する者（事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会をいい、そこに居住する者をいう（条例第3条第7号）。） ア 周知方法 事業者が該当自治会の会長に相談し、回覧版等の方法により住民説明会の日時や場所、事業概要（※3）等について通知すること。 イ 周知期間 住民説明会開催日の21日前までに回覧を開始すること。
5 資 料	事業区域を示す図面や土地利用計画平面図等を用い、標識（様式第8号）の記載事項など事前協議において市に示した計画内容をわかりやすく示すことができるものとする。
6 費 用	近隣住民等説明会開催に伴う費用（例：会場借上料、通知郵送料、土地建物登記簿謄本等請求手数料）は、全て事業者の負担とする。

※1 住民説明会（再エネ法）を既に開催していて、その事業計画に変更がない場合は、住民説明会（条例）を事前周知に代えることができる。

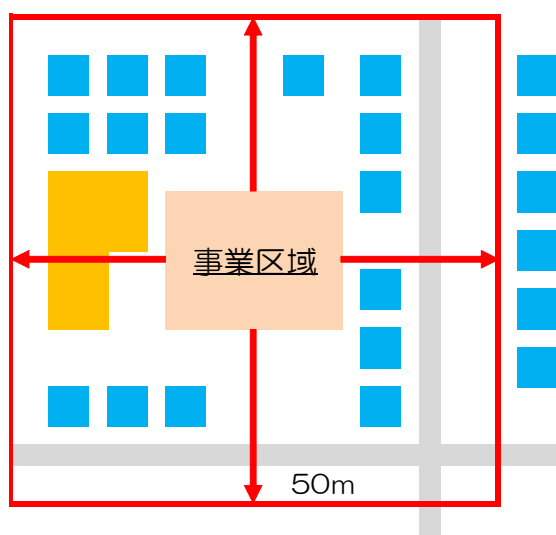
事前周知とは、住民説明会（条例）の対象者に対して、郵送または回覧等により事業計画を周知する方法。住民説明会（再エネ法）で用いた資料を必要に応じて編集し、対象者に送付すること。周知方法は、前ページ表の項目4周知方法を参照すること。周知期間は、通知が到達したと思われる日から14日間の意見聴取期間を設け、意見が出た場合は真摯に回答すること。

※2 近隣住民と当該自治会の区域に居住する者が重複している場合であっても、（1）及び（2）の方法により周知を図ること。

※3 必ず事業区域の地番を記載し、場所を図面や航空写真等を用いて示すこと。（その他の情報については任意。ただし、A4用紙1枚程度にまとめること。）

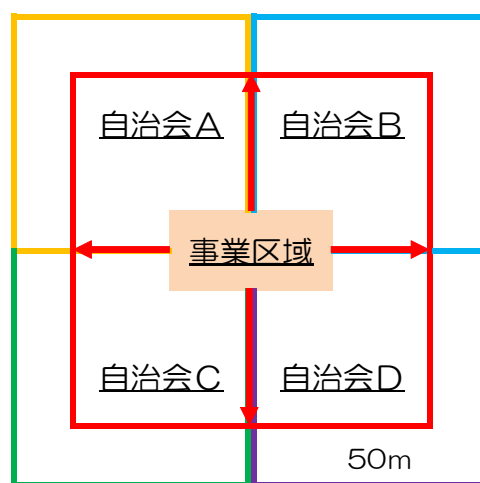
《周知方法のイメージ》

（1）「近隣住民」に対する周知



- 事業区域
■ 事業区域から50mの範囲
■ 住宅（居住者） ■ 土地

（2）「該当自治会に居住する者」に対する周知



- 事業区域 ■ 事業区域から50mの範囲
■ 該当自治会A ■ 該当自治会B
■ 該当自治会C ■ 該当自治会D

注：事業区域から50メートルの範囲内に複数の自治会を含む場合（例：上記図（2））、すべての自治会（例：自治会A、B、C及びD）の区域内に居住する住民への周知が必要です。

【近隣住民等説明会に係る取扱い】

● 近隣住民等が説明会に出席できなかった場合の対応について

事業者は、説明会に出席できなかった近隣住民から求めがあった場合は、それらの者に対し、事業計画の案及び住民説明会の結果を知らせること。

なお、事業区域に隣接して居住する者に対しては、求めの如何に関わらず個別に説明を行うよう努めること。

● 近隣住民等の中に反対者がいる場合又は理解が得られない場合の対応について

住民説明会の結果、近隣住民等から反対意見が出たときは、事業計画の案や周辺環境への影響について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努めること。この場合において、近隣住民等から要望があれば、再度、住民説明会を開催すること。その際は、市に協議状況報告書（様式第12号）を提出すること。

事業者は、近隣住民等の意見や要望に対して誠意をもって対応しているにも関わらず、近隣住民等から反対する明確な理由が示されない場合は、協議状況報告書（様式第12号）にその旨を記載し、市に提出すること。

● 近隣住民等説明会の開催が困難な場合における対応について

自治会長への相談により、感染症対策等特別な事情で説明会の開催が困難な場合は、代替手段等について市と協議すること。

【お問合せ先】

渋川市市民環境部 環境森林課 環境政策係
〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

Tel : (0279) 22-2114 (直通)

Fax : (0279) 24-6541

E-mail : kankyou@city.shibukawa.gunma.jp